

【関係漁業協同組合】 海津市漁業協同組合、木曽川長良川下流漁業協同組合

変 更 後	現 行	変更理由	施行予定 年月日																																				
第1条 略 （遊漁の承認及び遊漁料の納付義務） 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 2から3 略 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項または第2項の遊漁料を同条第4項の方法により組合に納付しなければならない。 （漁具・漁法の制限） 第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣、リール釣をいう。）<u>・たも網（口径40 cm以下）</u>に限るものとする。 第4条から第6条 略 （遊漁料の額及び納付方法） 第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。 <table><tr><th rowspan="2">魚 種</th><th rowspan="2">漁具・漁法</th><th colspan="2">遊 漁 料</th></tr><tr><th>日 釣</th><th>年 釣</th></tr><tr><td>全魚種</td><td>手釣・竿釣 <u>・たも網</u></td><td><u>400円</u></td><td>6,000円</td></tr></table> 2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、小学生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">遊 漁 料</th></tr><tr><th>日 釣</th><th>年 釣</th></tr><tr><td>小学生以下</td><td>無 料</td><td>無 料</td></tr></table>	魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料		日 釣	年 釣	全魚種	手釣・竿釣 <u>・たも網</u>	<u>400円</u>	6,000円	区 分	遊 漁 料		日 釣	年 釣	小学生以下	無 料	無 料	第1条 略 （遊漁の承認及び遊漁料の納付義務） 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 2から3 略 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項または第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。 （漁具・漁法の制限） 第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣、リール釣をいう。）<u> </u>に限るものとする。 第4条から第6条 略 （遊漁料の額及び納付方法） 第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。 <table><tr><th rowspan="2">魚 種</th><th rowspan="2">漁具・漁法</th><th colspan="2">遊 漁 料</th></tr><tr><th>日 釣</th><th>年 釣</th></tr><tr><td>全魚種</td><td>手釣・竿釣 <u> </u></td><td><u>300円</u></td><td>6,000円</td></tr></table> 2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、小学生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">遊 漁 料</th></tr><tr><th>日 釣</th><th>年 釣</th></tr><tr><td>小学生以下</td><td>無 料</td><td>無 料</td></tr></table>	魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料		日 釣	年 釣	全魚種	手釣・竿釣 <u> </u>	<u>300円</u>	6,000円	区 分	遊 漁 料		日 釣	年 釣	小学生以下	無 料	無 料	条ズレ修正 漁業調整規則の一部改正に伴い、 たも網を漁具・漁法に規定 漁業調整規則の一部改正に伴い、 たも網を漁具・漁法に規定 物価上昇に伴い遊漁料の値上げを行うため	令和7年 8月1日
魚 種			漁具・漁法	遊 漁 料																																			
	日 釣	年 釣																																					
全魚種	手釣・竿釣 <u>・たも網</u>	<u>400円</u>	6,000円																																				
区 分	遊 漁 料																																						
	日 釣	年 釣																																					
小学生以下	無 料	無 料																																					
魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料																																					
		日 釣	年 釣																																				
全魚種	手釣・竿釣 <u> </u>	<u>300円</u>	6,000円																																				
区 分	遊 漁 料																																						
	日 釣	年 釣																																					
小学生以下	無 料	無 料																																					

中学生、心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者） 200円 3,000円 3 略 4 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、日釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 5 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、_____組合の掲示板、ウェブサイトにて公表するものとする。 （遊漁承認証に関する事項） 第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。 （1）承認を受けた者の氏名、住所 （2）承認期間 （3）魚種 （4）漁具・漁法 （5）遊漁区域 （6）遊漁料の額 （7）注意事項 （8）その他参考となるべき事項 （9）発行者名 2 前項（1）に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。 3 遊漁承認証の交付は、前条第4項に規定する_____遊漁証取扱所、オンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。 4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。 第9条から第11条 略	中学生、心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者） 150円 3,000円 3 略 4 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、日釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 5 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、<u>オンラインシステムは</u>、組合の掲示板、ウェブサイトにて公表するものとする。 （遊漁承認証に関する事項） 第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。 （1）承認を受けた者の氏名、住所 （2）承認期間 （3）魚種 （4）漁具・漁法 （5）遊漁区域 （6）遊漁料の額 （7）注意事項 （8）その他参考となるべき事項 （9）発行者名 2 前項（1）に規定する事項は、日釣遊漁____証においてこれを省略することができる。 3 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する<u>組合が指定する場所</u>、オンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。 4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。 第9条から第11条 略	物価上昇に伴い遊漁料の値上げを行うため 文言修正 文言修正 条ズレ修正 交付場所の明確化のため	
--	--	---	--